

対応策の方向性を検討するにあたっての論点

1. 法施行に係る現状と総務省勧告

特定既存単独に係る措置については、ごく一部の都道府県において判定と措置が運用されている状況であり、多くの都道府県において判定及び措置に向けた課題が見られる状況である。総務省勧告の中では、特に環境省指針の判定の考え方の見直しと、11条検査結果の表示の追加が示されている。

浄化槽台帳整備・情報収集に関しては、半数以上の都道府県において保守点検・清掃情報の収集に至っておらず、収集に向けた政策ツール（例：浄化槽法に定める関係機関への情報収集の依頼や報告徴収の規定）の活用やデジタルツール（例：モバイル端末等を利用したオンラインでのデータ集約システム等）の活用が課題がある状況である。総務省勧告の中では、特に11条検査未受検・浄化槽台帳未掲載の単独処理浄化槽についての情報収集の強化が示されている。

表 法施行に係る現状と総務省勧告

	現状（資料3）	総務省の勧告内容（資料4）
特定 既存 単独 処理 浄化 槽に 対す る措 置に 関す る指 針等	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県によっては特定既存単独の判定に関する事務要領・フローが未定・未検討の状況にある ● 漏水をもって特定既存単独と判定しているのは鹿児島県のみ ● 曖昧な場合は指定検査機関内の審議会にて判断 ● 指定検査機関が破損・変形の状態や放流水の水質などを鑑みて特定既存単独と判定（ないし、おそれありとして都道府県に検査結果を報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省指針の判定の考え方を見直すこと ➤ 漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定（また、都道府県等が「浄化槽内の水位の低下」を測定できる定量的な基準を設定） ● 著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定（また、都道府県等が「著しい破損・変形の状態」や「放流水の水質」を測定できる定量的な基準を設定）
	<ul style="list-style-type: none"> ● 鹿児島県・長野県などで指定検査機関が特定既存単独と判定あるいは「おそれあり」と県に報告。 ● 他県では事例がなく、県の立ち入り検査に同行している程度にとどまる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること
浄化 槽台 帳の	<ul style="list-style-type: none"> ● 都道府県下の浄化槽の保守点検・清掃情報を台帳に登載する都道府県は15にとどまり、30以上の 	<ul style="list-style-type: none"> ● 清掃業者・保守点検業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、以下を措置

	現状（資料3）	総務省の勧告内容（資料4）
整備と関係者からの情報収集等	<p>都道府県において保守点検・清掃の情報収集に課題がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基数ベースでは単独槽の保守点検の実施率は全国で62.4%、清掃実施率は56.3% ● 事務要領等に定めた報告徴収規程を活用した情報の収集を定期的に行っている都道府県、協議会を設けて保守点検・清掃情報の収集体制を構築している都道府県は見られるが限定的であり、活用が進んでいない ● 11条検査時に保守点検・清掃に係る情報を収集している事例も見られるが、未受検浄化槽への対応が課題 ● 情報収集円滑化のためのデジタルツール活用に着手した都道府県もあるが、多くの都道府県において検討中の状況 ● 情報収集フォーマットや情報セキュリティの確保に関するノウハウを自治体が十分に有しておらず検討が進まない 	<p>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 浄化槽の状態に係る情報の内容、収集時期、収集方法等を示すこと ➤ 清掃業者・保守点検業者から顧客情報の提供に関する理解や協力を得るため、当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと ➤ 都道府県、清掃業者・保守点検業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すこと ● 維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底するため、以下を措置すること <ul style="list-style-type: none"> ➤ 清掃業者・保守点検業者から協力を得た浄化槽台帳の整備・活用を図るため、都道府県等に対し、清掃・保守点検の実施率の向上を含めた浄化槽台帳の活用方法・活用事例等を示すこと ● 清掃業者・保守点検業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進めること

2. 検討の進め方について

- 令和元年の浄化槽法改正において、単独転換の推進や浄化槽の維持管理向上を目的として、特定既存単独に対する措置や浄化槽台帳の整備等の制度が創設されたところであるが、法施行状況を見ると、上記制度が十分活用されていない。
- 本検討会では、こうした状況を踏まえ、上記制度の活用促進を図り、単独転換や浄化槽の維持管理向上を推進していく上での課題を明らかにするとともに、当該課題への対応に当たっての論点や対応の方向性及び具体的な対応策等について検討する。
- 検討会のとりまとめにおいては、法施行状況を踏まえた課題整理及び当該課題への対応策等について具体的に示すこととしたい。

3. 現状を踏まえて想定される個別論点について

- 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくことに関しては、判定プロセスや基準に関して環境省指針の見直しをすべきか。見直しに当たっての課題や論点はどのようなものが考えられるか。
- 漏水がある場合にはそれをもって特定既存単独と判定するなどの判定プロセスの見直しや定量的な基準の設定などについてどのような課題があり、いかなる検討を行うべきか。

補足：総務省勧告事項

- 漏水状態にある単独槽は、漏水状態にあることをもって特定既存単独槽に判定（また、都道府県等が「浄化槽内の水位の低下」を測定できる定量的な基準を設定）
- 著しい破損・変形状態にある単独槽は、周辺環境への影響を確認して特定既存単独槽に的確に判定（また、都道府県等が「著しい破損・変形の状態」や「放流水の水質」を測定できる定量的な基準を設定）

- 一部の都道府県等において、11条検査結果報告書に特定既存単独との判定（もしくはその可能性）を明示する運用が行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることがよいか。その場合の課題や論点はどのようなものが考えられるか。

補足：総務省勧告事項

- 法定検査の結果報告書に、特定既存単独槽に該当するおそれの有無を明記すること

- 浄化槽台帳の整備・活用とそのために必要な関係者（清掃業者・保守点検業者等）からの情報収集等が有効に行われていない都道府県等における要因や課題は具体的にどのようなものか。また、それらの要因や課題への対応について、いかなる方向性により検討すべきか。

補足：総務省勧告事項

- 清掃業者・保守点検業者からの浄化槽に係る情報収集の仕組みが有効に機能するよう、以下を措置すること
 - 浄化槽の状態に係る情報の内容、収集時期、収集方法等を示すこと
 - 清掃業者・保守点検業者から顧客情報の提供に関する理解や協力を得るため、当該情報の利用目的や管理の在り方等を示すこと
 - 都道府県、清掃業者・保守点検業者等による法定協議会等を活用し、関係者が一体となって取り組む体制を構築することを示すこと

- 維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽への措置に向けては、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を令和5年5月に環境省より発出しているところであるが、今後、浄化槽台帳の整備・活用を通じた維持管理の徹底を行っていくに当たり、具体的にどのような対応策を検討すべきか。

補足：総務省勧告事項

- 維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽を的確に把握し、浄化槽管理者に対する指導を徹底するため、以下を措置すること
- 清掃業者・保守点検業者から協力を得た浄化槽台帳の整備・活用を図るため、都道府県等に対し、清掃・保守点検の実施率の向上を含めた浄化槽台帳の活用方法・活用事例等を示すこと
- 清掃業者・保守点検業者からの情報収集のデジタル化に向けた対応策の検討を進めること

以上